

## 平成 26 年度第 5 回東京都入札監視委員会定例審議概要 [議案 1・議案 2 関係]

開催日及び場所	平成 27 年 2 月 13 日 (金) 都庁第一本庁舎 33 階南側 特別会議室 S2
出席委員	公益財団法人東京都歴史文化財団副理事長 岡田 至 (委員長) 工学院大学建築学部建築学科教授 遠藤 和義 上智大学大学院法学研究科教授 楠 茂樹 日本女子大学家政学部住居学科教授 定行 まり子 弁護士 谷垣 岳人 弁護士 若林 美奈子 計 6 名 (敬称略)
審議対象期間	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
定例審議議案	平成 25 年度発注の工事契約の中から以下の事由により事案を抽出し、定例審議の対象とした。 (1) 契約締結方法 ・一般競争入札 : 1 者入札案件 ・希望制指名競争入札 : 低入札価格調査実施案件 (2) 業種及び起工局 事案の抽出にあたっては、業種及び起工局に偏りがないようにする。
一般競争入札契約	1 件 (1 者入札案件) ○都立産業貿易センター台東館 (25) 改修電気設備工事 [財務局所管所管]
指名競争入札契約	1 件 (低入札価格調査実施案件) ○歩道用防護柵設置工事 (25 豊-1) [都市整備局所管]
委員からの主な意見・質問及び質疑応答	抽出した 2 件について、それぞれ当該工事の所管部局から内容説明を行った。 委員からの主な意見、質問及びそれに対する回答は、別紙のとおりである。
委員会による審議結果報告	平成 25 年度に東京都 (公営企業局を含む。) が締結した工事案件の中から、上記のとおり抽出した 2 件の事案について、入札及び契約手続等の運用状況を審議した結果、いずれも契約制度が適正に運用されていることを確認した。 一般競争入札契約の事案については参加者が 1 者であるが競争性の確保は維持されており適切な入札手続きにより落札者が決定されたこと、指名競争入札契約の事案については現行の制度に基づく低入札価格調査が実施され落札者が決定されたことを認める。

平成26年度第5回東京都入札監視委員会審議概要〔議案3・議案4・議案5・議案6関係〕

<p>審議事項</p>	<p>議案3 工事請負契約に係る標準契約書第24条第1項及び第2項の規定（全体スライド条項の適用条件及び負担率）の改正について</p> <p>議案4 設計等業務委託の標準契約書の制定について</p> <p>議案5 設計・施工一括方式に適用する工事請負契約書の制定について</p> <p>議案6 DBアドバイザー業務に適用する委託契約書の制定について</p>
<p>議案の概要</p>	<p>議案3 入札監視委員会の審議結果報告を受け、工事請負契約に係る標準契約書第24条第1項及び第2項の規定を改正する。</p> <p>議案4 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により発注者責任が明確化されたこと等に伴い、設計等業務委託の標準契約書を制定する。</p> <p>議案5 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技施設に適用を検討している設計・施工一括方式の工事請負契約書（土木工事用）を制定する。</p> <p>議案6 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技施設に適用を検討している設計・施工一括方式のアドバイザー業務委託（土木工事用）の委託契約書を制定する。</p>
<p>委員会による報告</p>	<p>議案3 工事請負契約に係る標準契約書第24条第1項及び第2項の規定（全体スライド条項の適用条件及び負担率）の改正について了承する。</p> <p>議案4 設計等業務委託の標準契約書の制定について、案の内容について了承する。</p> <p>議案5 設計・施工一括方式に適用する工事請負契約書の制定について了承する。</p> <p>議案6 DBアドバイザー業務に適用する委託契約書の制定について了承する。</p>
<p>委員からの意見等の概要</p>	<p>議案4について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都営住宅など類似の他の建設事業があるものについては、著作権を受託者に帰属させたまま、委託者が成果物を自由に利用できるようにしておく必要があることは理解できる。</li> <li>○ 著作権を委託者に帰属させる場合もあるとのことであるが、どのような案件の著作権を受託者に帰属させ、どのような案件の著作権を委託者に帰属させるのか、明確になっていればよいと思う。</li> </ul> <p>議案5及び議案6について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設計・施工一括方式では、アドバイザーと施工者とのコミュニケーションが重要だが、アドバイザーと都とのコミュニケーションは更に重要になると思う。</li> <li>○ 設計・施工一括方式では、基本設計で可能な限りリスクを低減させることが必要であるため、基本設計の受託者を適正に選定するとともに、設計業務が適切に履行されるよう対応してほしい。</li> </ul>

別 紙

	意見・質問	回 答
<p>委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等</p>	<p>&lt;議案1&gt; 都立産業貿易センター台東館(25)改修 電気設備工事[財務局所管] ※1者入札案件</p> <p>Q：電子入札システムでは1者入札になっていることは入札参加者にはわからないとのことであるが、入札参加者自らが、応札することを外部に漏らしてはいけないという義務は課しているか。不正防止を担保するため倫理規定を設けた方がよいのではないか。</p> <p>Q：電子入札は入札参加者が不正行為を行わないよう徹底すれば、公正な入札が確保されるが、入札参加者の不正行為はないと考えているか。</p> <p>意 見 不正防止についての倫理規定を設ける際は、実効性についての検討も必要と思う。実効性を考えると、実際問題としては難しいと思う。</p> <p>Q：不調が増えている中、1者入札も増えているか。</p> <p>Q：1者入札の原因として、JV条件が厳しいということもあるか。</p>	<p>A：入札参加者心得の中に、不正行為を行ってはならないという主旨の規定がある。また、不正行為に関する通報があれば、談合防止委員会を開き、場合によっては公正取引委員会に通報する。</p> <p>A：1者入札でも最低制限価格を下回って失格になる者もいるため、不正行為は行われていないと考えている。</p> <p>A：結果的に応札者が1者となった案件を含めると、傾向としては増えていると思う。資材価格の高騰などに予定価格が追いついていない場合もあり、不調や1者入札が増えていると考えている。</p> <p>A：技術者の不足については、規模の小さい事業者で顕著であり、単体案件に比べて技術者が長期間拘束されるJV案件は遠慮したいという話も聞く。そのようなこともあり、今回JV基準額の引き上げを行うこととした。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等</p>	<p>&lt;議案2&gt; 歩道用防護柵設置工事(25豊-1) [都市整備局所管] ※低入札価格調査実施案件</p> <p>Q：低入札であっても適切に履行されるという話を聞くと、調査基準価格はどの水準が適切なのかということが、常に議論になる。低入札で失敗事例があればリスクがあると意識できるが、成績が悪かった事例はどのくらいあるか。</p> <p>Q：工事の瑕疵担保期間はどのくらいあるか。その期間内に、低入札案件で瑕疵が見つかった事例はあるか。</p> <p>Q：特定の事業者が低入札を行っているようなことはあるか。</p> <p>Q：低入札調査の議論の結論として多いのは、予想外に企業努力が図られているということなのか。</p> <p>意 見 都は他の自治体などと異なり予定価格を事前公表しているため、低入札を行った事業者は事前に十分承知の上で応札していることが考えられる。また、事業者は予め調査に必要な資料を用意していることも十分考えられる。そのような場合に、手間をかけて調査する必要があるのかと思う。</p>	<p>A：履行の確保という観点では、低入札案件で工事成績評価が悪かった事例はほとんどない。事業者は低入札だからこそ十分な体制で現場の監督を行い、制度的にも技術者の増員を求めている。発注者と受注者の双方の努力で履行が確保されていると考えている。</p> <p>A：瑕疵担保期間は東京都の標準契約約款では2年としているが、低入札案件で問題が生じたものはない。</p> <p>A：特定の事業者が低入札を繰り返しているということはない。電気工事、河川工事などの業種で低入札が多く発生している傾向がある。</p> <p>A：各々の企業の独自の企業努力により低入札となったものが多い。</p>